

令和7年度 がんばるビジネス応援補助金

安芸太田町がんばるビジネス応援補助金は、町内において新たに事業を行おうとする中小企業者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することによって、雇用の創出、地域産業の振興及び地域社会の発展等に寄与することを目的とするもので、安芸太田町がんばるビジネス応援補助金審査委員会において採択を受けた中小企業者等に対し、整備費用の一部を補助します。

1 交付対象事業

(1) 新分野進出支援事業

日本標準産業分類の中分類を基準に新たな分野に進出しようとする事業

(2) 起業家支援事業

創業予定者等が新たに店舗又は事務所等を開設しようとする事業

(3) 事業継承支援事業

親族間承継、従業員承継、社外承継等により既存事業等を承継しようとする事業

2 交付要件

(1) 交付対象者

- | |
|------------------------------------|
| ① 過年度において、本補助金の交付を受けていない者 |
| ② 中小企業者等に該当する法人、個人事業主 |
| ③ 安芸太田町を納税予定地とする者 |
| ④ 5年以上の事業継続を予定する者 |
| ⑤ 安芸太田町商工会の事前の経営指導等を受けている者 |
| ⑥ 安芸太田町税を滞納していない者 |
| ⑦ 個人事業主で、令和8年3月末に65歳未満である者 など |

(2) 交付対象経費

＜交付対象経費＞	＜対象外経費例＞
① 機械装置等費	① 左記の交付対象経費に該当しない人件費、維持費など
② 広報費	② 交付決定前に注文等した経費
③ 賃借料	③ 家事消費等との経費按分が困難な自家用車、パソコンなど
④ 外注費	④ 他の補助金を充てる予定の経費 など

※ その他詳細については、「申請の手引き」をご覧ください。

3 補助金額(補助割合)

上限100万円(補助対象経費の1/2)

4 審査申請期間など

- (1) 審査申請期間 令和7年5月1日から令和7年6月23日まで ※必着
(2) 審査時期 令和7年7月中旬予定(書面審査及び対面形式でのヒアリング)
(3) 事業実施期間 令和7年7月下旬から令和8年3月31日まで

お問い合わせ

〒731-3810 広島県山県郡安芸太田町大字戸河内784番地1
安芸太田町役場 産業観光課 商工観光係
電話(0826)28-1961